

在宅部門における 感染症の予防及びまん延防止のための内規

JA 静岡厚生連 中伊豆温泉病院

訪問看護ステーション なかいず
通所リハビリテーション リハッピー
居宅介護支援事業所

目次

1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方	- 1 -
(1) 目的	- 1 -
(2) 感染対策の重要性	- 1 -
2 在宅部門の各事業所内で検討する内容について	- 1 -
3 職員への研修・訓練について	- 1 -
(1) 定期的な研修・訓練の実施	- 2 -
(2) 新規採用者に対する研修・訓練の実施	- 2 -
(3) 研修内容の記録	- 2 -
4 平常時の対策	- 2 -
(1) 事業所内の衛生管理	- 2 -
(2) ケアに係る感染対策	- 2 -
5 発生時の対策	- 2 -
(1) 発生状況の把握	- 3 -
(2) 感染拡大の防止	- 3 -
(3) 医療機関や保健所、市町村関係部署等の関係機関との連携	- 3 -
(4) 行政等への報告等	- 3 -
6 利用者等に対する当該内規の閲覧	- 3 -

1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

(1) 目的

本内規は、『JA 静岡厚生連 中伊豆温泉病院 院内感染防止対策指針』に準ずるものとする。

本内規の目的は、JA 静岡厚生連 中伊豆温泉病院が運営する介護保険事業所における感染症の予防及びまん延防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員、利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に高齢者や基礎疾患を持つ利用者が多い介護現場において、感染症は深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。

これらのリスクを最小限に抑え、安全な介護環境を提供するための基盤を築くことを目指す。

(2) 感染対策の重要性

感染症とは、ウイルス、細菌、真菌などの病原体が体内に入り込み、増殖することで発症する疾患である。介護保険サービスを利用する高齢者や基礎疾患を持つ方々は、感染への抵抗力が低下していることが多く、感染症にかかりやすい。また、認知症機能の低下により感染対策への協力が難しい場合もある。

介護保険事業所においては、職員を介して感染症が広がるリスクもあるため、予防と早期の対応が重要である。感染症は個人の健康だけでなく、事業所全体の運営にも影響を及ぼすため、その理解と対策は介護現場において必須の事項である。

2 在宅部門の各事業所内で検討する内容について

- ・ 感染防止のための職員研修の内容に関すること
- ・ 事業所内の具体的な予防策
- ・ 感染症について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・ 感染症が発生した場合、その発生原因などを分析し、得られる情報から再発防止の確実な対策を講じること
- ・ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 職員への研修・訓練について

感染症の予防及びまん延の防止のための職員への研修・訓練は、従業者に感染症防止に関する基本的な内容と適切な知識を普及・啓発することを目的とする。

この研修・訓練は、感染症の予防方法、感染症の兆候の認識、適切な対応法に関する内容を含むものとする。

(1) 定期的な研修・訓練の実施

研修・訓練は、職員の知識とスキルを更新し、感染症防止に関する意識を高めるうえで重要な位置づけであることを念頭に、すべての職員は、院内感染防止対策委員会 (ICC)・感染対策チーム (ICT) が主催する、研修プログラム等を活用し、年に1回以上の研修を受ける。また、訓練 (シミュレーション) は、各事業所にて感染症発生を想定した内容で年に1回以上実施する。

(2) 新規採用者に対する研修・訓練の実施

新規採用者は、オリエンテーション時に、感染対策についての研修を受ける。

(3) 研修内容の記録

研修の実施内容、日時、参加者、参加報告などを記録する。

4 平常時の対策

平常時における適切な対策の実施は、感染リスクの低減と健康な職場環境の維持に重要な役割を果たす。日常業務において以下の項目をあげる。

(1) 事業所内の衛生管理

事業所内での衛生管理として、定期的な清掃、消毒、換気などが含まれる。特に多くの人が触れるドアノブ、手すり、スイッチ、公用車などは、環境クロスなどを使用して頻繁に消毒を行うよう努める。

感染症発生時は、「介護現場における感染対策手引き (厚労省老健局)」を参考に、感染症ごとの消毒方法で対応する。

(2) ケアに係る感染対策

ケアに関わる業務では、手指衛生や標準的な予防策の徹底が不可欠である。手洗いや手指消毒は、1 ケアごと、血液、体液、分泌物、排せつ物に触れた後、手袋を脱いだ後に必ず行う。

感染症の有無にかかわらず、湿性生体物質 (嘔吐物等) に接する際は、感染の可能性を考慮して適切な保護具 (手袋、マスク、ガウン等) を使用する。

これらの基本的な予防策は、日常のケア業務において感染リスクを低減するうえで非常に重要である。

5 発生時の対策

感染症が発生した場合の迅速かつ効果的な対応は、その拡大を防ぎ、職員及び利用者の健康を保護するうえで重要なため、「感染症発生時における業務継続計画書」に基づき対応する。

(1) 発生状況の把握

感染症が発生した場合、まずはその発生状況を正確に把握する。これには、発症者数、感染の症状、感染が疑われる日時と場所の特定が含まれる。

(2) 感染拡大の防止

感染拡大を防ぐには、感染したと疑われる者の隔離、共用エリアの消毒、感染者の健康観察が必要である。感染が確認された場合、他者との接触を最小限おさえるための措置を速やかに実施する。

(3) 医療機関や保健所、市町村関係部署等の関係機関との連携

感染症の発生時には、院内 ICT 等への報告・相談とともに、地域の医療機関、保健所、市町村関係部署等といった関係機関との連携を行う。これには感染の報告、専門的な助言、対応策の協議が含まれる。

(4) 行政等への報告等

感染症の発生は、関連する法令や規則に基づき、行政機関へ速やかに報告する。また、緊急連絡網の整備、職員や利用者等への情報提供も含まれる。

6 利用者等に対する当該内規の閲覧

利用者等は、いつでも本内規を閲覧することができる。

附則 この内規は、令和6年4月1日より施行する。